

## 資料4

新型インフルエンザ等対策における  
国・都道府県・市町村の役割分担について

新型インフルエンザ等対策<sup>1</sup>については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画において、新型インフルエンザ等の発生前及び発生時の流行状況に応じて、対策の具体的な内容のほか関係機関の役割等を示している。

また、新型インフルエンザ等対策は、政府行動計画及び新型インフルエンザ等の発生時に国が定める基本的対処方針の下に、基本的には国、都道府県及び市町村がそれぞれの行動計画に基づき実施すべきものであるが、その実施すべき事項は多岐にわたっており、それゆえ、指定（地方）公共機関や事業者、個々人の協力を得つつ、国、都道府県、市町村が相互に連携しながら、それぞれの役割を果たしていくことが重要である。

このため、政府行動計画に示す各機関の役割分担について分かりやすいようにするため、下表の対策に関して別添のとおりの概要とした。

政府行動計画における主要6項目	発生段階ごとの実施概要
(1) 実施体制	
(2) サーベイランス・情報収集	○サーベイランス（第1）
(3) 情報提供・共有	
(4) 予防・まん延防止	○水際対策（第2）
	○まん延防止（第3）
	○予防接種（第4）
(5) 医療	○抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・放出、予防投与（第5）
	○帰国者・接触者外来、入院病床、一般の医療機関（第6）
(6) 国民生活及び国民経済の安定の確保	○国民生活及び国民経済の安定の確保（第7-1、第7-2）（※）

（注） 国の「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」（平成25年6月26日）において、政府行動計画に基づく対策について具体的な内容や関係機関等の役割を示している。

（※） 発生段階については、青森県行動計画における発生段階についても併記している。

<sup>1</sup> 特措法第2条第2号。政府対策本部が設置された時から廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律及び感染症法その他の法律の規定により実施する措置をいう。

## 第1. サーベイランス

実施主体	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期	
国	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平時から実施するサーベイランス体制の整備</li> <li>・患者発生サーベイランス</li> <li>・病原体サーベイランス</li> <li>・入院サーベイランス</li> <li>・インフルエンザ様疾患発生報告</li> <li>・鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスのサーベイランス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●届出基準（症例定義）の通知</li> <li>●患者全数把握の実施を通知</li> <li>●インフルエンザ様疾患発生報告を強化</li> <li>●国民の免疫保有状況を調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●臨床情報の分析</li> <li>●迅速診断キットの感度・特異度等の有効性の検証</li> <li>●死亡・重症患者の状況の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●インフルエンザ様疾患発生報告等の強化の中止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●患者全数把握の中止を通知</li> <li>●病原体サーベイランスの強化の中止を通知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●再流行の早期探知のため、インフルエンザ様疾患発生報告及び病原体サーベイランスの強化を通知</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●積極的疫学調査に関する都道府県等の職員を対象とした研修等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発生地における積極的疫学調査の支援（必要に応じて国立感染症研究所職員のパ遣）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●積極的疫学調査の支援の中止</li> </ul>			
都道府県 <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平時から実施するサーベイランス</li> <li>●地域の実情に応じたサーベイランスの実施（必要に応じて）</li> <li>●定点医療機関に対する報告内容・方法等に関する啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●患者全数把握の実施</li> <li>●インフルエンザ様疾患発生報告を強化し実施</li> <li>●病原体サーベイランスを強化し実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●死亡・重症患者の状況の報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●インフルエンザ様疾患発生報告等を平時の体制に戻して実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●患者全数把握を中止（ただし、地域感染期においても、都道府県等の判断により実施可能）</li> <li>●病原体サーベイランスを平時の体制に戻して実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●再流行の早期探知のため、インフルエンザ様疾患発生報告及び病原体サーベイランスの強化し実施</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●積極的疫学調査に係る行政職員等の研修等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●積極的疫学調査において、「疑似症患者」、「患者（確定例）」及び「濃厚接触者」の調査を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●積極的疫学調査の中止</li> </ul>			
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国及び都道府県等の要請に応じて、適宜協力</li> <li>●地域の実情に応じたサーベイランスの実施（必要に応じて）</li> </ul>					

●従来の計画を評価、第二波に備える

<sup>2</sup> 保健所設置市及び特別区は、都道府県と同様の役割を担う。

## 第2. 水際対策<sup>3</sup>（検疫、来航者への対応、在外邦人への支援等）

実施主体	対策	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
国	検疫	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 検疫体制強化の準備（個人防護具や器材の備蓄等）</li> <li>● 停留施設の確保</li> <li>● 検疫所での訓練等の実施</li> <li>● 健康監視体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 検疫の強化</li> <li>● 必要に応じて検疫空港・港の集約化、隔離、停留等の実施</li> <li>● 航空・船舶会社に運行自粛等を要請</li> <li>● 健康監視対象者情報の都道府県への送付</li> <li>● 都道府県からの報告の受理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国内の感染拡大状況等を踏まえ、検疫体制の縮小・終了</li> </ul>		● 従来の計画を評価
	来航者への対応		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外国人に対する査証措置（審査の厳格化、発給の停止）</li> <li>● 密入国者の取締強化</li> <li>● 第三国経由の入国者対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 来航者への対応の継続</li> </ul>		
	在外邦人への支援等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 在外邦人支援の準備と情報提供</li> <li>● 諸外国や国際機関等との情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 在外邦人支援と子帰国希望者支援</li> <li>● 感染症危険情報の提供</li> <li>● 渡航自粛の呼びかけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 在外邦人支援と帰国希望者支援の継続</li> <li>● 感染症危険情報の提供の継続</li> <li>● 不要不急の出国自粛の勧告</li> </ul>		
都道府県	検疫等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 検疫所の実施する訓練等への参加</li> <li>● 入国者における健康監視体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国の要請に応じて、適宜協力</li> <li>● 健康監視の実施及び国への結果報告<sup>4</sup></li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                 国が判断 終了時期は             </div>		● 国の要請に応じ、国の評価に協力
市町村	検疫等	● 国及び都道府県の要請に応じて適宜協力				

<sup>3</sup> 水際対策は、あくまでも国内発生をできるだけ遅らせる効果を期待して行われるものであり、ウイルスの侵入を完全に防ぐための対策ではない。

<sup>4</sup> 「健康監視」については、保健所設置市及び特別区は、都道府県と同様の役割を担う。

### 第3. まん延防止

実施主体	未発生期	海外発生期		国内発生早期	国内感染期	小康期
国	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個人における対策の普及</li> <li>●地域対策・職場対策の周知</li> <li>●衛生資器材等の供給体制の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国内でのまん延防止対策の準備</li> <li>●感染症危険情報の発出等</li> <li>●在外邦人支援</li> </ul>	緊急事態以外の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住民や事業者等に対して、基本的な感染対策等の勧奨や従業員の健康管理・受診の勧奨等を要請</li> <li>●公共交通機関に対し、感染対策を講ずるよう要請</li> <li>●必要に応じて、学校等におけるまん延防止策の実施に関する目安を示す</li> <li>●都道府県等や関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設等における感染対策の強化を要請</li> </ul>		●従来の計画を評価、第二波に備える
			緊急事態の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●世界で初めて新型インフルエンザ等が国内で確認された場合の当該地域における重点的感染拡大防止策の検討、結論を得る</li> </ul>		
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個人における対策の普及</li> <li>●地域対策・職場対策の周知<sup>5</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国内でのまん延防止対策の準備</li> </ul>	緊急事態以外の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●感染症法に基づく患者への対応や濃厚接触者への対応を行う（地域感染期には、患者対策及び濃厚接触者対策は実施しない。）</li> <li>●公共交通機関に対し、感染対策を講ずるよう要請</li> <li>●国が示す目安を踏まえ、臨時休業を適切に行うよう、学校の設置者に要請</li> <li>●住民や事業者等に対し、基本的な感染対策等の勧奨や従業員の健康管理・受診の勧奨等を要請</li> </ul>		
			緊急事態の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●不要不急の外出自粛の要請等</li> <li>●施設の使用制限等の要請等</li> </ul> <p>（地域感染期には、患者数の増加に伴い、地域における医療提供体制への負担が過大となり、適切な医療を受けられないことにより重症者・死亡者数が増加する可能性が見込まれる特別な状況下にある場合において実施）</p>		
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個人における対策の普及</li> <li>●国及び都道府県の要請に応じて、適宜協力</li> </ul>					

<sup>5</sup> 保健所設置市及び特別区は、都道府県と同様の役割を担う。

#### 第4. 予防接種

実施主体	対策	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期	
国	特定接種	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ワクチンの研究開発を促進</li> <li>●プレパンデミックワクチンの原液の製造・備蓄（一部は製剤化）</li> <li>●円滑に流通できる体制を整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●登録実施要領を作成し、関係省庁、都道府県及び市町村の協力を得て、事業者に登録作業を周知し申請を受け付け、登録を実施、</li> <li>●円滑に流通できる体制を整備</li> <li>●市町村が速やかに摂取できるよう技術的支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●備蓄したプレパンデミックワクチンのうち、有効性が期待できるものの製剤化分の接種、現役の製剤化の要請</li> <li>●厚生労働省（国立感染症研究所）はパンデミックワクチン製造株の開発、作成を行い、製造販売業者に生産開始を要請</li> <li>●供給量の計画策定</li> <li>●必要に応じて輸入ワクチンを確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●必要に応じ、特定接種の実施を決定</li> <li>●基本的対処方針において総枠、対象、順位などの具体的な運用を決定</li> <li>●国家公務員の対象者に特定接種を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ワクチンを確保し、速やかに供給する</li> <li>●特定接種の継続</li> <li>●データの収集・分析などを行い、情報の提供を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●従来の計画を評価、第二波に備える</li> </ul>
	住民接種	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ワクチンの役割、接種体制等、情報提供を行い、国民の理解を促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市町村に対し、接種体制の構築の準備を要請</li> <li>●ワクチンの種類、有効性・安全性、接種体制等について情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●実施について、基本的対処方針等諮問委員会に諮り決定</li> <li>●新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、接種順位を決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ワクチンを確保し、速やかに供給する</li> </ul>		
都道府県	特定接種	<ul style="list-style-type: none"> <li>●円滑に流通できる体制を整備</li> <li>●所属する地方公務員の実施主体としての対象者の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●所属する地方公務員の対象者に特定接種を実施&lt;事業者として（以下同じ）&gt;</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●所属する地方公務員の対象者に特定接種を継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●所属する地方公務員の対象者に特定接種を継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国の方針に従い、再整備</li> </ul>	
	住民接種	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市町村が速やかに接種を実施できるよう技術的支援、接種体制の構築への協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市町村が速やかに接種できるよう技術的支援、接種体制の構築への協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市町村が速やかに接種できるよう技術的支援、接種体制に構築への協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市町村が速やかに接種できるよう技術的支援、接種体制に構築への協力</li> </ul>		
市町村	特定接種	<ul style="list-style-type: none"> <li>●所属する地方公務員の実施主体として対象者を把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●所属する地方公務員の対象者に特定接種を実施&lt;事業者として（以下同じ）&gt;</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●所属する地方公務員の対象者に特定接種を継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●所属する地方公務員の対象者に特定接種を継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国の方針に従い、再整備</li> </ul>	
	住民接種	<ul style="list-style-type: none"> <li>●実施主体として速やかに接種できる体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●接種体制（医療従事者等、接種場所、接種に要する器具等、住民への周知方法等）の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●接種開錠、医療従事者等を確保し、原則として集団的接種を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住民接種の継続</li> </ul>		

## 第5. 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・放出、予防投与

役割分担	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
国	<ul style="list-style-type: none"> <li>●抗インフルエンザウイルス薬の備蓄</li> <li>●抗インフルエンザウイルス薬の流通状況の確認、適正な流通の指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全国の患者発生状況及び抗インフルエンザウイルス薬の流通状況等を把握</li> <li>●抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導</li> <li>●都道府県と連携し、医療機関等に対して、患者の同居者、濃厚接触者、医療従事者・水際対策関係者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●全国の患者発生状況及び抗インフルエンザウイルス薬の流通状況等を把握</li> <li>●都道府県からの補充要請に対して、国備蓄の抗インフルエンザウイルス薬を医薬品卸業者を通じて放出</li> <li>●予防投与の効果等を評価した上で、患者の同居者に対する予防投与を継続するか決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●従来の計画を評価、第二波に備える</li> </ul>
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>●抗インフルエンザウイルス薬の備蓄</li> <li>●抗インフルエンザウイルス薬の円滑な供給体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握</li> <li>●抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導</li> <li>●国と連携し、医療機関等に対して、患者の同居者、濃厚接触者、医療従事者・水際対策関係者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握</li> <li>●患者の発生状況及び抗インフルエンザウイルス薬の流通状況等を把握</li> <li>●医療機関等に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適切な使用を要請</li> <li>●抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導</li> <li>●必要に応じて、国備蓄分の配分を要請</li> </ul>		
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都道府県からの要請に応じて適宜協力</li> </ul>				

## 第6. 帰国者・接触者外来、入院病床、一般の医療機関

役割分担	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
国	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都道府県等の体制整備の進捗状況について定期的にフォローアップ</li> <li>●医療機関へ個人防護具の準備など感染対策等を進めるよう要請。医療機関の診療継続計画の作成要請・支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新型インフルエンザ等の症例定義を明確にし、随時修正し、関係機関に周知</li> <li>●新型インフルエンザ等に関する診断・治療に資する情報等を医療機関・医療関係者に提供</li> <li>●国立感染症研究所において検査体制の確立。地方衛生研究所を設置する地方公共団体に対して技術的支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●引き続き、新型インフルエンザ等に関する診断・治療に資する情報等を医療機関・医療関係者に提供。</li> <li>●患者等が増加してきた段階では、都道府県等に対して、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、一般の医療機関でも診療する体制への移行を要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都道府県等に対して、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター、感染症法に基づく入院措置を中止し、一般の医療機関でも診療する体制への移行を要請</li> <li>●引き続き、新型インフルエンザ等に関する診断・治療に資する情報等を医療機関・医療関係者に提供</li> </ul>	<p>●従来の計画を評価、第二波に備える</p>
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>●二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、対策会議（地域新型インフルエンザ対策協議会）を設置し、地域の実情に応じた医療体制の整備</li> <li>●医療機関へ個人防護具の準備など感染対策等を進めるよう要請。医療機関へ診療継続計画の作成要請・支援</li> <li>●帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センターの設置準備。感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備</li> <li>●地域感染期における医療体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センターの設置</li> <li>●帰国者・接触者外来を有しない医療機関を患者が受診する可能性もあるため、県医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センターの継続</li> <li>●新型インフルエンザ等患者に対して、原則として、感染症法に基づき感染症指定医療機関等へ入院措置</li> <li>●患者等が増加してきた段階では、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター、感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、県医師会等と連携しながら、一般の医療機関において診療</li> <li>●地方衛生研究所において PCR 等の確定検査</li> <li>●医療機関・薬局及びその周辺において、必要に応じた警戒活動等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター、感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、県医師会等と連携しながら、一般の医療機関において診療</li> <li>●入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者は在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知</li> <li>●医療機関が不足した場合、定員超過入院や臨時の医療施設の設置等において医療を提供</li> <li>●医療の提供ができないような特別な状況の場合に、医療関係者に対する要請等を検討</li> <li>●在宅療養患者への抗インフルエンザ薬等の処方方法の周知</li> <li>●PCR 検査等の確定検査は重症者等に対して実施</li> <li>●引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、必要に応じた警戒活動等の実施</li> </ul>	
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都道府県からの要請に応じて適宜協力</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する患者等への支援</li> <li>●都道府県からの要請に応じて適宜協力</li> </ul>	

第7-1. 国民生活・国民経済の安定の確保（生活支援、埋火葬）

役割分担	対策	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期	
国	生活支援		●コールセンターの設置			●従来の計画を評価、第二波に備える	
		●国民への注意喚起 ●都道府県等からの要請に対し、必要に応じて支援					
	埋火葬	●都道府県等からの要請に対して、必要に応じて支援					
都道府県	生活支援	●市町村に対して、必要な支援			●市町村からの要請等に応じた、必要な支援		
	埋火葬	●火葬体制の整備、近隣都道府県との連携体制	●コールセンターの設置	●資機材等の備蓄	●情報の把握、資材等の確保	●火葬場経営者に対して可能な限りの火葬場の稼働要請、埋火葬に関する広域的な情報を収集し、遺体の搬送手配等 ●市町村に対して、一時的な遺体の安置施設等の確保の要請	
市町村	生活支援	●食料品・生活必需品等の確保、配分等の方法についての検討 ●支援を必要とする世帯への食料品等の配布方法の検討	●住民に対する食料品等の確保、配分・配布等の実施 ●その他、必要に応じた住民支援				
		●新型インフルエンザ等発生時の要援護者の把握	●要援護者への支援				
			●コールセンターの設置				
	埋火葬	●火葬場の火葬能力、一時的に遺体を安置できる施設等についての把握等、埋火葬の円滑な実施の体制を整備	●埋火葬の円滑な実施の体制の準備開始	●火葬場経営者に対して可能な限りの火葬場の稼働 ●一時的な遺体の安置施設等の確保			



第7-2. 国民生活及び国民経済の安定の確保（事業者、指定（地方）公共機関、登録事業者、生活物資の価格安定等）

